

業務及び財産の状況に関する説明書類

【様式例1-2】

第34期 令和5年4月1日から令和6年3月31日

令和6年5月31日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 東光監査法人
所在地 東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階
代表者 佐藤明充

一、業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

（目的）

1. 財務書類の監査又は証明の業務
2. 財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応じること

（沿革）

被監査会社の増加及び決算期集中による監査業務の分担と監査人としての独立性を強化する必要から、平成3年1月31日に社員11名により設立し、現在は社員13名であるが現在の社員は全て設立後の入社である。

平成20年8月1日、事務所を千代田区飯田橋3-7-4 彩風館6階に移転した。

令和4年12月18日、事務所を現在の新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階に移転した。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務は、当期中に7件増加し4件減少した。

非監査証明業務は、当期に新規5件契約したが業務は4件終了し解約は1件あった。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特記すべき事項なし

(3) 監査証明業務の状況

令和6年3月31日現在

（会計年度末）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	9 社	9 社
②金商法監査	1	-
③会社法監査	6	-
④学校法人監査	9	-
⑤労働組合監査	3	-
⑥その他の法定監査	2	-
⑦その他の任意監査	33	-
計	63	9

(4) 非監査証明業務の状況

監査受託のために行ったショートレビューは、前期からの継続案件3件と新規受託分2件あったが、5件すべて終了し、うち2件はその他の任意監査契約に切り替わった。
アドバイザー契約は、新規に2件あり合計3件になった。
その他業務支援契約は、新規に1件あった。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

監査の品質管理を法人の最優先課題として、品質の向上に努めることとしている。
このメッセージを全ての社員専門要員に対して繰り返して示すことにより、周知徹底することとしている。

② 経営管理に関する措置

当法人の最高意思決定機関である社員会において、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返して示すことを徹底している。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は、品質管理規程について、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の変更を反映し、適時に改訂し、保持することとしている。
また、当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施することとしている。

④ その他

定期的に全員から「独立性のチェックリスト」、「インサイダー取引を防止するための誓約書」を提出させ、独立性の確保等業務執行の適正性を確保している。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

品質管理規程において、職業倫理と独立性について規定を定めている。
職業倫理の遵守については、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めている。
また、独立性については、当法人及び専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めている。
職業倫理の遵守については、日本公認会計士協会の主催する研修に参加するなどして、職業倫理に関する規範への理解を高めるよう努めることを徹底している。
独立性については、すべての社員、専門要員に対して年2回独立性のチェックを行っている。

② 業務に係る契約の締結及び更新

品質管理規程において、契約の新規の締結及び更新について規定を定めている。
新規の契約に際しては、規定に則っていることを確認した上で、社員会にて承認、決定している。更新に際しては、まずは審査担当者が更新の可否を確認し、問題がある場合には社員会で諮って、承認、決定している。

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

・当法人は、品質管理のシステムの評価のうち、定期的な検証を行う担当者を選任する場合には、その監査業務の実施及び審査に関与しない者を選任することとする。選任された者に対して当法人の方針と手続に従って、定期的な検証を行うことを求める。
・当法人は、品質管理のシステムの評価の責任者として十分かつ適切な経験と権限を有する者を選任する。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

品質管理規程において、監査実施者の評価、報酬及び昇進にあたっては、監査業務の品質が優先されることと規定している。
人事評価については、自己評価と社員全員の相互評価を実施している。
この結果をもとに、社員の報酬を決定し、社員会にて承認、決定している。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

品質管理規程において、当法人は継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識した上で、専門要員の適性及び能力を高めるための方法を具体的に規定している。

その上で、年に2回以上の法人全体で、品質管理の徹底やその時のトピックスに関する研修を実施している。

また、CPDに関しても、重要な研修内容を指定し、受講を徹底するとともに、毎年9月までに20単位以上、来ていない場合には12月までに30単位以上、年間で40単位以上の取得を徹底し、随時取得状況の確認を行っている。

ウ. その他

特になし。

⑤業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を以下のように定めている。

・専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること。

・専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、当法人内外において、十分な人材等を確保すること。

・専門的な見解の問合せの内容、得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること

・専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること。

イ. 監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を以下のように定める。

・監査責任者は、監査上の判断の相違への対処及び解決に対する責任を負う。

・専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。監査責任者は、この結論に従って業務を実施しているかどうかを判断する。

・監査報告書は、監査上の判断の相違が解決するまで監査報告書に日付を付してはならない。

ウ. 監査証明業務に係る審査

審査規程を定め、全ての監査業務について審査を受けることを定めている。また、審査担当者の適格性及び選任方法の手続きを定め客観的な審査業務を実施する体制を構築している。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査マニュアルに「監査ファイルの最終的な整理後の取扱い」として物理的にアクセス不可となる制限を設けている。具体的には以下の体制を整備している。

監査マニュアル 「540 監査調書の管理・保存」

4. 監査ファイルの最終的な整理後の取扱い

(1) (外部倉庫での保管による物理的なアクセス制限)

最終的な整理が完了した年度監査ファイルは、当法人で契約する外部倉庫に速やかに発送し保管する。監査報告書日から60日以内に発送するものとする。

(2) (中間監査調書及び四半期レビュー調書の取扱い)

最終的な整理が完了した中間監査調書及び四半期レビュー調書は、各報告日から60日以内に品質管理部長が管理するキャビネットに調書を保管する。後日、年度監査ファイルと共に外部倉庫に発送するものとする。

オ. その他

特になし。

⑥業務に関する情報の収集及び伝達

品質管理部が業務に関する情報をメール等で周知する。

また、法人内の規定、マニュアルの改定等についても品質管理部が周知し、年に2回の研修会等で、徹底している。

⑦前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査業務の引継ぎに際しては、品質管理規定に則って、適切な引継ぎが行われていることを社員会で確認、承認したうえで受嘱、又は引継ぎを行っている。
引継ぎに際しては、監査上の重要事項の伝達を中心に監査業務全般について引継ぎを行っている。

⑧①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

社員会は、品質管理規定において、包括代表社員が品質に関する説明責任を含む責任を負う旨の他、品質管理システムとその整備、運用に関する最高責任者として、品質管理部長を選任することとしている。

⑨①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

・品質管理担当者の品質管理業務割合の増加を想定しており、2024年6月より運用する予定である。

・調書の電子化については、2025年3月期より特定業務で運用を開始し、3年をめどにすべての業務で移行を予定しているが、クライアントの対応等を理由に業務の一部の調書の電子化が遅れ、すべての業務の調書電子化まで3年以上の期間がかかる可能性はある。

しかし一部の業務での調書の電子化の状況次第により、すべての業務の調書電子化に3年以上の期間がかかる可能性はある。

⑩①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握及び当該モニタリングを踏まえた改善

社員会は、品質管理規程において、包括代表社員が品質に関する説明責任を含む責任を負う旨のほか、品質管理システムに関して、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者を品質管理部長と定め、モニタリング及び改善プロセスの運用責任者としている。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

専門要員との契約について定めた「補助者契約規程」及び評価について定めた「業務評価規程」において、誠実に業務を遂行すること、当法人の方針及び手続を遵守することを求めている。また、品質管理規程においては、当法人の方針及び手続を遵守しない場合には処分の可能性についても定められ周知している。このように、不当な影響を及ぼす者に対しては法人として排除するための仕組みを設けている。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2023年3月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

最高経営責任者である包括代表社員の佐藤明充は当法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認した。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当なし

(3) 当該業務上の提携の内容

該当なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当なし

(2) 提携を開始した年月

該当なし

(3) 業務上の提携の内容

該当なし

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当なし

二、社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
13 人	-	13 人

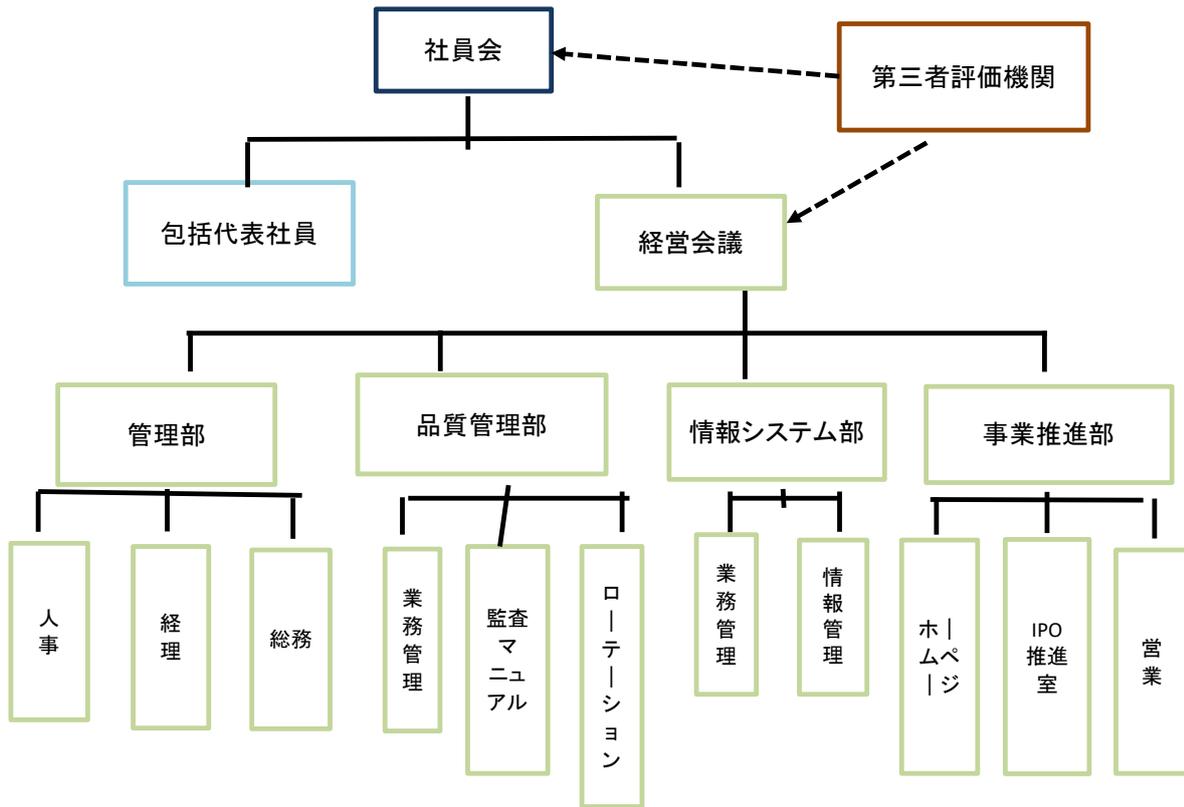
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	監査法人としての最高意思決定機関	13人	—	13人
経営会議	日常業務の意思決定 社員会に上程する議案の作成	5人	—	5人

三、事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人数
東光監査法人	東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階	公認会計士	特定社員	計	公認会計士
		13人	-	13人	43人

四、監査法人の組織の概要



五、財産の概況

1. 売上高の総額

(単位： 円)

	第33年度	第34年度
	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
売上高		
監査証明業務	447,900,310	486,252,413
非監査証明業務	5,900,000	7,025,000
合計	453,800,310	493,277,413

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、添付しない。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため該当なし

4. 供託金等の額

無限責任監査法人のため該当なし

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため該当なし

六、被監査会社等（大会社等に限る）の名称

金商法・会社法監査

株式会社アイビー化粧品

YKT株式会社

東和フードサービス株式会社

池上通信機株式会社

サクサホールディングス株式会社

株式会社城南進学研究社

株式会社スパンクリートコーポレーション

株式会社グラフィコ

株式会社オルトプラス

以 上